

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳		
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
		14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
10番	木村 均	13番	近藤 淳司

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	大島 淳嗣
主査	山本 愛	主事	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後2時00分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第9回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、木村委員、近藤委員の2名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。9月も終わりに近づき、しのぎやすい季節となりましたが、季節の変わり目ですので、健康管理には十分、留意いただきたいと思います。

それでは、只今から、令和5年第9回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は17人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、14番田中委員、15番宮田委員を指名いたします。

次に日程第2議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

3ページをお願いいたします。

所有権移転の案件から説明いたします。

番号1番と番号7番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

5ページをお願い致します。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部地目は畑ですが、現況は田となっております。

令和5年9月25日から10年間の賃借権の設定です。

受人はこれまでも申請地を借り受け耕作しており、今回の申請で合計1,234㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在41,486㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では250日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は姉弟であり、受人はこれまでも自宅前にある申請地を耕作していることから申請地の贈与を受け、継承するものです。

受人は現在1,892㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では300日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在14,040㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子であり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在16,163㎡の農地を耕作しており、個人で年間60日、世帯では220日農業に従事しています。

4ページをお願い致します。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在269㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日農業に従事しています。

5ページをお願い致します。

ここからは権利設定の案件になります。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

令和5年10月1日から20年間の使用貸借権の設定です。

受人の代表取締役は、これまで建設業の法人名義で申請地を借り入れていましたが、農産物の生産や障害福祉サービスを行う法人を設立したことに伴い、申請地に賃借権を設定して借り入れるものです。なお、株式会社天寿は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの賃借権契約をなっております。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計8件、移動の土地は、田5筆2,651㎡、畑14筆10,258㎡、合計19筆12,909㎡です。

以上8件のうち、番号1番から7番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

なお、番号8番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらにつきましても、許可要件を満たしております。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

議案の説明の前に農地転用資料の内容の訂正について説明させていただきます。事前に配布させていただいた資料(農地法第4条・第5条に係る許可要件と書かれたもの)の中で、5条の10番が抜けておりましたので、皆様の机の上に用意させていただきましたものと差し替えをお願いいたします。

大変申し訳ございません。訂正したうえで説明させていただきます。

7ページをお願いします。

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

8ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

9ページ総括表をお願い致します。

4条の申請件数は、2件 転用の土地 田 1筆 178㎡ 畑 1筆 340㎡ 合計 2筆 518㎡です。

以上、4条申請2件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

10 ページをお願いします。

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

11 ページをお願い致します。

まず所有権移転の案件です。

番号1申請地、地目、面積朗読。

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

番号2申請地、地目、面積朗読。

売買による所有権移転です。

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号3申請地、地目、面積朗読。

売買による所有権移転です。

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号4申請地、地目、面積朗読。

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地667.76㎡と一体利用します。

番号5申請地、地目、面積朗読。

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号6番から9番までは受人が同一のため、一括で説明させていただきます。

番号6申請地、地目、面積朗読。

番号7申請地、地目、面積朗読。

番号8申請地、地目、面積朗読。

番号9申請地、地目、面積朗読。

売買による所有権移転です。

こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は番号6番が第3種農地、7番と8番が第2種農地になります。番号9番につきましては第1種農地になりますが、集落に接続していることから許可要件を満たしております。

つづきまして、12ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

番号10申請地、地目、面積朗読。

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場・資材置場を設置し、農地区分は第2種農地です。

番号11申請地、地目、面積朗読。

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号12申請地、地目、面積朗読。

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

番号13申請地、地目、面積朗読。

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

番号14申請地、地目、面積朗読。

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

番号15申請地、地目、面積朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、多加木公園流域施設の工事に伴い、申請地を工事施工業者用の駐車場として転用する計画となっております。こちらの転用は一時転用で、転用期間は令和5年11月1日から2年間となっております。

つづきまして、13ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、15件 転用土地 田 6筆 2,022㎡ 畑 14筆 6,355㎡ 合計 20筆 8,377㎡です。

以上5条申請 15件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第45号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第46号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案14ページをお願い致します。

議案第46号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接利用権設定する相対の案件と、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件の2種類がございます。

15ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する相対の案件になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は2筆、使用貸借権の設定は1筆です。

貸借期間は令和5年11月1日から令和15年10月31日までです。

16ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利



用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積を朗読。

貸借期間は令和5年11月1日から令和15年12月31日までです。

17 ページ総括表をお願い致します。

田 1筆 514㎡ 畑 3筆 2,045㎡ 合計 4筆 2,559㎡になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、田中委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いたします。

議案第46号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6 議案第47号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議題といたします。市から説明を求めます。

#### 【農務課】

18 ページをお願いします。

議案第47号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出会長名です。

農業振興地域整備計画の変更について 9月案件は、除外 17件 用途区分変更 1件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。それでは、説明させていただきます。

番号 1 申出人 所有者 申出地 を説明。  
現在借用しているマンション住民の駐車場について、地主からの返却要請に応じるため駐車場を整備するため除外するものです。

番号 2 申出人 所有者 申出地 を説明。  
重機置場を既存置場と一宮 IC 至近に整備するための除外です。

番号 3 申出人 所有者 申出地 を説明。  
駐車場を物流量増加に伴い必要となる車両増台に対応するため、営業所の近隣に整備するための除外です。

番号 4 申出人 所有者 申出地 を説明。  
駐車場を作業の効率性、安全性を確保するため、新たに整備するための除外です。

番号 5 申出人 所有者 申出地 を説明。  
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 6 申出人 所有者 申出地 を説明。  
事業所の隣地で駐車場として利用していた申出地を是正するための除外です。

番号 7 申出人 所有者 申出地 を説明  
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 8 申出人 所有者 申出地 を説明。  
資材置場・駐車場を事業者の隣地に整備するための除外です。

番号 9 申出人 所有者 申出地 を説明。  
社会福祉施設を既存施設及び提携先のクリニックとの連携が可能な場所に整備するための除外です。

番号 10 申出人 所有者 申出地 を説明。  
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 11 申出人 所有者 申出地 を説明。  
事業用の車両置き場を拡張するための除外です。

番号 12 申出人 所有者 申出地 を説明。  
駐車場を作業スペースの確保と従業員の上駐車を解消するため整備するための除外です。

番号 13 申出人 所有者 申出地 を説明。  
面積について、小数点以下を切り捨てることになったため、議案に掲載されている面積と相違がございます。  
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 14 申出人 所有者 申出地 を説明。  
本家や勤務地付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 15 申出人 所有者 申出地 を説明。  
申出人が相続し転居予定の申出地を是正するための除外です。

番号 16 申出人 所有者 申出地 を説明。  
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 17 申出人 所有者 申出地 を説明。  
本家に隣接して分家住宅を建築するための除外です。

番号 18 申出人 所有者 申出地 を説明。  
申出者は、市内で養鶏場を営む法人で、自社の平飼い養鶏場で生産される卵及び、鶏肉と自己生産又は市内で生産された米、野菜等を50%以上使用したメニューを提供する農家レストランを建築するため用途区分変更するものです。

面積の合計も番号13番の関係で修正させていただきます。  
以上、除外17件 田 6,145 m<sup>2</sup>、畑 5,849 m<sup>2</sup>、 合計 11,994 m<sup>2</sup>  
用途区分変更 1件 田 586 m<sup>2</sup> 畑 981 m<sup>2</sup> 合計 1,567 m<sup>2</sup>です。  
いずれも農振法第13条第2項に掲げる除外の要件を満たすものとして除外相当と考えます。  
以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。  
質疑はございませんか。  
質疑もないようですので、これより採決いたします。  
議案第47号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告すること

に、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第7 報告第25号 現況証明願の報告についてから日程第9 報告27号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

それでは24ページをお願いします。

報告第25号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

25ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和61年より店舗の駐車場として一体利用しておりました。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和41年より住宅敷地として利用しておりました。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和24年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、26ページをお願いします。報告第26号農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

27ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

共同住宅及び住宅建築による転用でございます。

28ページの総括表をお願いします。

申請件数 1件 畑 4筆 1,151 m<sup>2</sup>。 合計 4筆 1,151 m<sup>2</sup>です。

つづきまして29ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、店舗建築による転用でございます。

30ページ総括表をお願いします。

申請件数 3件 田 2筆 561 m<sup>2</sup> 畑 3筆 633 m<sup>2</sup>

合計 5筆 1,194 m<sup>2</sup>です。

つづきまして、31ページをお願いいたします。

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

32ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。  
農地売却のため賃借権を解除します。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。  
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。  
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。  
農地売却のため、賃借権を解除します。

34ページの総括表をお願いします。

申請件数 6件 田 6筆 5,117㎡ 畑 9筆 6,171㎡ 合計 15筆 11,288㎡です。  
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。  
質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。  
長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。  
これをもちまして、令和5年第9回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

午後2時45分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

14番委員

田中 倫雄

15番委員

宮田 佳司